

議案第17号

南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、条例中の引用条項ずれを改正する必要があるため提案する。

## 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の育児休業等に関する条例（平成4年南風原町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。